消　防　計　画　書

第１章　　防火対象物の管理

（目　　的）

第１条　　この計画は、……における非常災害に　対し事前に防止するため管理の徹底を期し火災その他の災害による被害を最小限にとどめることを目的とする。

（統　　括）

第２条　　……は非常災害予防に関する事務を統括するとともに、職員を指揮監督し万全を期さなければならない。

（防火管理者の任命）

第３条　　……は、有資格者の中から防火管理者を任命する。

（防火管理者の職務）

第４条　防火管理者は防火に必要な業務を行うものとする。

２　防火管理者は常に消防の用に供する設備、消火活動上必要な施設の点検及び整備を行ない火元責任者に必要な指示を与える。

３　防火管理者は消火通報及び避難の訓練を定期的に実施しなければならない。

（消防計画）

第５条　防火管理者は消防計画を作成する時は次の各号の事項について定めるものとする。

一　　自衛消防組織に関すること。

二　　防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

三　　消防用設備等の点検及び整備に関すること。

四　　避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画、その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

五　　防火壁、内装その他防火上の構造の維持管理に関すること。

六　　定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

七　　防火上必要な教育に関すること。

八　　消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。

九　　火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

一〇　防火管理について消防機関との連絡に関すること。

一一　増改築又は模様替え等の工事中防火対象物における防火管理者又は補助者の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関すること。

一二　前各号のほか防火対象物における防火管理に関し必要な事項。

（訓　　練）

第６条　　……もしくは、防火管理者は非常災害発生に備え必要に応じ次の訓練を行うものとする。

一　　通報伝達訓練
二　　避難訓練　　１回以上（昼間、夜間）
三　　消火器材取扱い訓練
四　　総合訓練　――――――　年間１回以上（……月）

（火気責任者）

第７条　　別表１に定める火気責任者は火気使用の場合、次の事項に留意して火災予防に努めなければならない。

一　　火気使用の時は他に引火の恐れはないか確認すること。
二　　火気使用中は消火用水を用意する。
三　　火気使用中は引火の恐れのあるものを火気に近づけない。
四　　火気使用後は残火、元栓等の確認をすること。
五　　その他火気取扱いに関して、防火上必要な事項。

（職員の職務）

第８条　　職員は常に火災予防に留意し、次の事を遵守しなければならない。

一　　焼却炉以外で紙くず、その他の物を焼却しないこと。
二　　火気の使用後は完全消火し、残火のないことを確認すること。
三　　平常使用以外でやむを得ず火気を使用する時は火気責任者の承認後とする。
四　　喫煙は決められた場所で行うこと。
五　　電気機器の使用後は電源の遮断等を確認すること。
六　　防火上危険な箇所を発見した時は、ただちに……に報告すること。
七　　防火壁、非常口、防火シャッター等の近辺には物品を置かないこと。
八　　その他火気の取扱いは防火管理者又は火気責任者の指示に従うこと。

（宿直者の職務）

第９条　　宿直者は常に火災予防に留意し、次の事項を遵守しなければならない。

一　　施設内外の巡視を確実に行うこと。
二　　非常口、防火壁、防火シャッター状況の確認を行うこと。

三　火災が発生した場合は初期消火の措置を講ずると共に消防機関、その他必要関係機関に通報すると共に、……を安全な場所に避難させる事。

四　公設消防隊が来たら内部状況を適確に伝える。

（非常持出）

第１０条　……は、あらかじめ非常持出物件を指定すると共に非常災害が発生したときは迅速に搬出できるように準備しておかなければならない。

（防火組織）

第１１条　……は、非常災害に備えて別表２に定める自衛消防隊を組織しなければならない。

（非常召集）

第１２条　……は、非常災害が発生した時は昼夜を問わず~~別表３に定めるところにより~~所属職員を非常召集するものとする。

（自主検査）

第１３条　火災予防上の自主検査、消防用設備の点検は次による。

一　自主検査

区分	事項	検査係	回数
防火上の設備	全般	防火管理者	随時
整理清掃状況	屋内外一般	各職場の責任者	就業後１回以上
喫煙管理	全般	防火管理者	随時
火気使用施設	器具及び管理	〃	始就業後１回以上
危険物関係	全般	〃	随時
電気設備	全般	〃	毎月１回以上

二　　消防用設備点検

区　　分	事　　項	点　検　者	外　　観	作動・性能	精密検査
消防の用に供するもの（消火警報避難設備等）	一　般 全　般	**防火管理者**	1ヶ月 1　回	6　ヶ　月 1　　回	1　　年 1　　回
消火器の員数、出入口通路非常口の障害状況等	屋　内 屋　外	〃	毎　日　1　回　以　上		

三　　自主点検の結果は点検記録簿に記載しておかなければならない。

（消防機関への報告、届出等）

第１４条　……は次の事項について消防機関への報告、届出又は連絡を行うものとする。

一　　防火管理者の選任（解任）届出に関すること。

二　　消防訓練実施時における事前通報及び指導の要請に関すること。

三　　消防用設備等の点検結果の報告に関すること。

四　　その他の法令に基づく届出連絡事項に関すること。

（附　　則）

この計画書は　　年　　月　　日より施行する。

消防計画組織表

別表１

火災予防組織

消防計画組織表

別表２
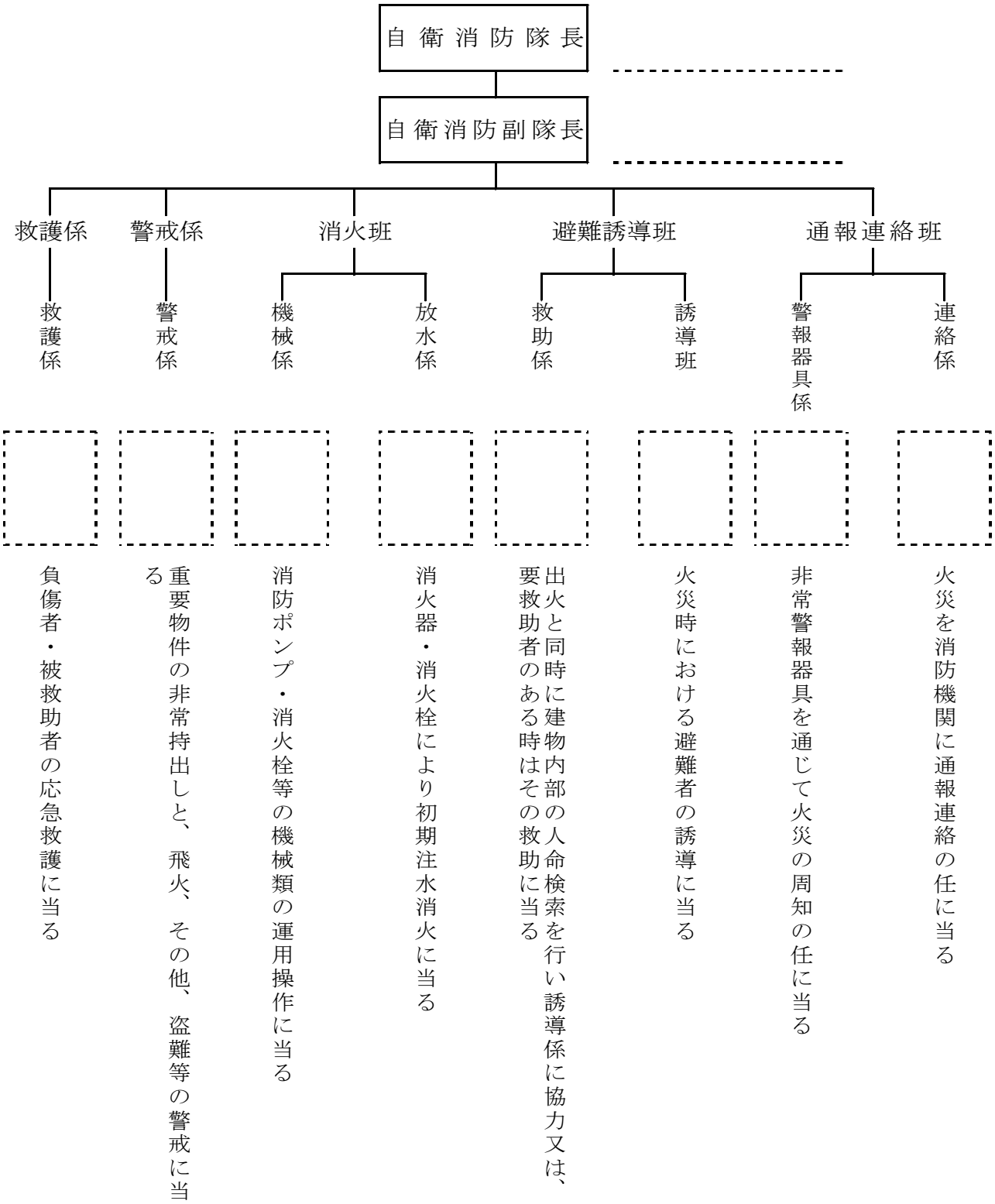
火災予防組織